

参考にしてください

農地の賃借料情報

農地の賃借料については、従来は農業委員会による「標準小作料」を決めておりましたが、このたび農地法の改正により「標準小作料」は廃止され、地域における賃借料の目安になるものとして、「賃借料情報」の提供を行うことになりました。

平成26年1月から平成26年12月までに農業委員会を通じて利用権設定された賃貸借契約における賃借料（10a当たり）の平均額、最高額および最低額等は以下のとおりです。

なお、農地の耕作条件等により収入（収穫量）や経費（労力）は異なりますので、個々の賃借料については「賃借料情報」を参考に、貸し手・借り手双方による話し合いで決めてください。

	平均額	最高額	最低額	データ数 (うち物納数)
日野町（水田）	4,900円	8,600円	2,100円	87(56)件

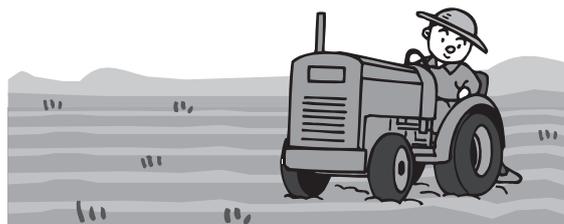
※データ数は、集計に用いた筆数です。

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kgあたり8,000円に換算しています。

※標準的な水準を算出するため、賃借料データの平均値±70%を超える金額は除いています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※使用貸借（無償貸借）による契約は除いています。



農業委員会からのお知らせ

●農地の相続等の届け出のお願い

農地法の改正により、平成21年12月15日から相続などによる農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届け出が必要になりました。相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。相続などにより農地法の許可を必要としない農地の権利取得をされた方は、農業委員会まで届け出をお願いします。

●農地の相続税納税猶予制度の適用拡大

相続税納税猶予制度について、相続人自らが農業を営むことが前提条件でしたが、農業経営基盤強化促進法に基づき農地を貸し付けた場合は相続税納税猶予が継続されます（市街化区域農地は除く）。

●濁水を流さないようご注意ください

毎年4月から5月にかけて、代かき作業が集中し、田んぼの濁り水の流出により河川や琵琶湖の水が汚れています。きれいな水を汚さないよう、気を付けて作業をお願いします。

●農地の売買や、農地転用する際は許可が必要です

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。なお、許可を受けることなく転用行為等がされた場合の罰則が大幅に強化されました。

◆申請書類の受付期限 毎月20日
(土・日・祝日の場合はその前日)

◆総会日程 毎月10日
(土・日・祝日の場合はその前日)

※受付期限以降に申請された案件は翌月の総会扱いとなります（期間厳守）。
※総会日程は都合により変更になる場合があります。

◆問い合わせ先

日野町農業委員会事務局（農林課内）
☎6563